

宿泊割引と観光クーポンの適用分類について（宿泊施設内）

宿泊施設・観光施設両方での事業者登録のある宿泊施設（飲食店、土産物店など観光施設としても登録している施設に限る）での宿泊代（宿泊割引の対象）となるもの、観光クーポンの利用対象となるものを下記の通り分類致しますので、ご確認ください。

宿泊割引（10,000円、6,000円）の対象となるもの

- ・基本的な1泊2食（夕食・朝食）のご宿泊代
- ・夕食、朝食時のお飲み物代・追加別注お料理代
- ・素泊まりでご予約されたお客様が、夕食や朝食に同施設のレストランを利用された際のお食事代（お飲み物代）
- ・入湯税
- ・冷蔵庫のお飲み物代

観光クーポンの利用対象となるもの（飲食店、土産物店など観光施設としても登録している施設に限る）

- ・宿泊施設の土産店でのお土産代
- ・体験・アクティビティ代
- ・ご宿泊のお客様が昼食の際に利用されたお食事代（お飲み物代）
- ・宿泊を伴わない日帰りのお客様のお食事代（お飲み物代）
- ・喫茶コーナーの利用代
- ・スナック、バーおよび夜食処の利用代

どちらにもご利用不可なもの（例）

- | | | |
|------------|-------------|-----------|
| ・ 駐車代 | ・ マッサージ、エステ | ・ 宅急便代 |
| ・ カラオケBOX代 | ・ 有料テレビ | ・ タバコ代 |
| ・ クリーニング代 | ・ コンパニオン代 | ・ 電話利用代 等 |